

## 呉市地方就職学生支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 呉市は、若者の大学又は大学院（以下「大学等」という。）の卒業・修了時の呉市へのU I J ターンの促進に資するため、広島県外の大学等を卒業して呉市内の企業に就業し、呉市に移住する者に対して、予算の範囲内において呉市地方就職学生支援金（以下「支援金」という。）を交付する。支援金の交付に関しては、広島県移住・マッチング支援事業補助金交付要綱（令和3年6月1日制定）、広島県地方就職学生支援事業実施要領（令和6年6月17日制定）、呉市補助金等交付規則（昭和63年呉市規則第24号）に定めるもののほか、この要綱に定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 生活の拠点を呉市内に移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき呉市の住民基本台帳に記録されることをいう。
- (2) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村及び平成22年から令和2年の人口減少率が10%以上の市町村をいう。
- (3) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。

### (対象者)

第3条 支援金の交付対象となる者（以下「対象者」という。）は、申請時において別表第1及び別表第2に掲げる要件を満たすものとする。

### (支援金対象経費)

第4条 支援金の対象となる経費、補助率及び限度額は、別表第3に掲げるとおりとする。

### (交付申請)

第5条 対象者であって、支援金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、就業開始予定日前1年以内に、呉市地方就職学生支援金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）（以下「交付申請書」という。）に、別表第4に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、提出期間は毎年度10月1日（呉市の休日を定める条例（平成元年7月4日 条例第35号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日以後においてその日に最も近い休日でない日）から2月末日（休日に当たるときは、その日以前においてその日に最も近い休日でない日）までとする。

2 書類の提出に当たっては、交付申請者本人が行う。

### (交付申請の取下げ)

第6条 交付申請者が、交付申請書の提出後に交付申請を取り下げるときは、呉市地方就職学生支援金交付申請取下書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、第5条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは現地調査等を行い、要件に適合していると認めるときは、支援金の交付を決定（以下「交付決定」という。）し、速やかに呉市地方就職学生支援金交付決定兼確定通知書（様式第3号）（以下「交付決定通知書」という。）により、交付申請者に通知する。

2 市長は、前項に規定する審査の結果、支援金を交付しないことを決定したときは、その旨を呉市地方就職学生支援金不交付決定通知書（様式第4号）により、交付申請者に通知する。

(交付決定通知書の再交付)

第8条 交付決定通知書を受けた者が、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とする場合には、呉市地方就職学生支援金交付決定兼確定通知書再交付申請書（様式第5号）（以下「再交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(交付決定通知書再交付の決定)

第9条 市長は、再交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、呉市地方就職学生支援金交付決定兼確定通知書【再交付】（様式第6号）を交付申請者に通知する。

(支援金の交付)

第10条 市長は、交付決定を行った交付申請者に対しては、交付申請から3か月を経過する日又は3月31日のいずれか早い日までに、交付申請者の指定する金融機関に口座振込の方法により支援金を交付する。

(報告及び立入調査)

第11条 広島県知事及び市長は、必要があると認めるときは、支援金の交付を受けた者（以下「受給者」という。）に対し報告及び立入調査を求めることができる。

2 前項の規定により報告及び立入調査を求められた者は、これに協力しなければならない。

(届出の義務)

第12条 受給者は、交付申請日から起算して5年が経過するまで1年を経過するごとに、経過した各時点から1か月以内に、交付申請書の記載内容に係る変更の有無を呉市地方就職学生支援金住居・勤務地等変更届出書（様式第7号）（以下「変更届出書」という。）により市長に届け出なければならない。

2 受給者は、交付申請書の記載内容に変更が生じたとき又は変更となることが分かったときは、前項の規定にかかわらず、遅滞なく変更届出書により市長に届け出なければならない。

3 受給者は、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合においては、速やかに呉市地方就職学生支援金自主返還申出書（様式第8号）（以下「自主返還申出書」という。）を提出するものとする。

(1) 交付申請日から1年以内に、別表第2に掲げる要件を満たす就職先企業へ就業することが困難となった場合

(2) 交付申請日から1年以内に、呉市に転入することが困難となった場合（ただし、申

請時に既に呉市に住民票がある場合を除く。)

(3) 就業開始日から1年以内に、別表2に掲げる要件を満たす職に在職することが困難となった場合(ただし、呉市に居住したままで、退職から3か月以内に呉市内に本社又は事業所が所在する別表第2に掲げる要件を満たす別の企業に転職する場合を除く。)

(4) 呉市への転入日又は別表2に掲げる要件を満たす就職先企業への就業開始日のいずれか遅い日から5年以内に呉市での居住が困難となった場合(ただし、大学等の在学中に住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす就職先企業への就業開始日又は交付申請日のいずれか遅い日を起算日とする。)

4 市長は、自主返還申出書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、返還方法等を当該受給者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、受給者が次に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付の決定の全部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請であることや、居住や就職活動の実績又は就業実態がないこと等が明らかとなった場合

(2) 交付申請日から1年以内に、別表第2に掲げる要件を満たす就職先企業へ就業しなかった場合

(3) 交付申請日から1年以内に、呉市に転入しなかった場合(ただし、申請時に既に呉市に住民票がある場合を除く。)

(4) 就業開始日から1年以内に、別表2に掲げる要件を満たす職を辞した場合(ただし、呉市に居住したままで、退職から3か月以内に呉市内に本社又は事業所が所在する別表第2に掲げる要件を満たす別の企業に転職する場合を除く。)

(5) 呉市への転入日又は別表2に掲げる要件を満たす就職先企業への就業開始日のいずれか遅い日から3年未満で呉市から転出した場合(ただし、大学等の在学中に住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす就職先企業への就業開始日又は交付申請日のいずれか遅い日を起算日とする。)

(6) 正当な理由なく、前条第1項に規定する変更届出書を提出しなかった場合

2 市長は、受給者が呉市への転入日又は別表2に掲げる要件を満たす就職先企業への就業開始日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に呉市から転出した場合(ただし、大学等の在学中に住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす就職先企業への就業開始日又は交付申請日のいずれか遅い日を起算日とする。)

3 市長は、前2項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかにその旨を当該受給者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に支援金を受給者に交付しているときは、期限を定めて同条第1項に該当する場合にあっては交付した支援金の全額、同条第2項に該当する場合にあっては交付した支援金の半額の返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第15条 受給者は、前条の規定により支援金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該返還を命ぜられた支援金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した

額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

- 2 受給者は、支援金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。
- 3 市長は、前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

#### (支援金の返還免除)

- 第16条 受給者は、第13条第1項又は第2項に規定する返還要件に該当するに至った原因が、雇用法人の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであるときは、呉市地方就職学生支援金返還免除申請書(様式第9号)及び返還免除理由を証する書類(以下「返還免除申請書等」という。)により返還の免除を申請できるものとする。
- 2 前項の規定により返還免除を希望する受給者は、第12条第2項に規定する届出に合わせて、返還免除申請書等を市長に提出しなければならない。
  - 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは立入調査等を行い、第1項に規定するやむを得ない事情によるものであると認められる場合、返還を免除できるものとする。ただし、支援金のうち広島県移住・マッチング支援事業補助金の対象となるものにあつては、広島県知事の同意を得た上で決定するものとする。
  - 4 市長は、返還免除の可否に係る決定内容について、呉市地方就職支援金返還免除承認通知書(様式第10号)又は呉市地方就職支援金返還免除不承認通知書(第11号)により、当該申請者に通知するものとする。

#### (補則)

- 第17条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

| 区分        | 要件                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 移住元に関する要件 | 次に掲げる要件の全てに該当すること。<br>(1) 大学等の卒業・修了年度において、広島県外（条件不利地域を除く。）に本部がある大学等のキャンパスに原則 4 年以上在学し、当該大学等を卒業・修了見込みであること。<br>(2) 大学等の卒業・修了年度において、広島県外（条件不利地域を除く。）に継続して在住していること。                                                                                                                                      |
| 移住先に関する要件 | 次に掲げる要件の全てに該当すること。<br>(1) 呉市内に本社又は事業所等が所在する企業に就職することが内定していること。<br>(2) 大学等の卒業・修了後に(1)の内定企業に就職し、呉市に移住する意思を有していること。                                                                                                                                                                                      |
| その他の要件    | 次に掲げる要件の全てに該当すること。<br>(1) 広島県公式就活応援 G o ! ひろしま L I N E に登録していること。<br>(2) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。<br>(3) 日本人である、又は外国人であつて、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。<br>(4) その他広島県知事又は市長が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。 |

別表第 2（第 3 条関係）

| 区分         | 要件                                                                                                                                                                                                             |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 就業先に関する要件  | 次に掲げる要件の全てに該当すること。<br>(1) 勤務予定地が呉市内に所在すること。<br>(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。<br>(3) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。<br>(4) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと。 |
| 就業条件に関する要件 | 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する予定であること。                                                                                                                                                                              |

別表第3（第4条関係）

| 区分      | 東京圏の申請者                                   | 東京圏以外の申請者                             |
|---------|-------------------------------------------|---------------------------------------|
| 支援金対象経費 | 別表第2に掲げる要件を満たす就職先企業への、在住都道府県と呉市間の次の往復交通費※ |                                       |
|         | (1) 就職活動に要した往復交通費                         | (1) 就職活動に要した往復交通費<br>(2) 内定後に要した往復交通費 |
| 補助率     | 2分の1                                      |                                       |
| 限度額     | 17,000円                                   | 10,000円                               |

※ 就職先企業から交通費の支払いを受けた場合は、金額を除いた額を対象経費とする。

別表第4（第5条関係）

| 必要な書類                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 写真付き身分証明書の写し（本人確認できる書類の写し）<br>(2) 在学証明書（卒業・修了学年であることが確認できるもの。学年の記載がない場合は、発行済みの証明書に加筆し、大学が押印（公印）すること。）<br>(3) 交通費の支払いが証明できる資料<br>(4) 内定証明書（様式1号別紙2号）<br>(5) 県外に在住していることが確認できる資料（住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書又は卒業年度の複数月の公共料金領収書等）<br>(6) 支援金の振込先の預金通帳等の写し（確実に振込可能となる情報（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）が確認できるものに限る。） |